

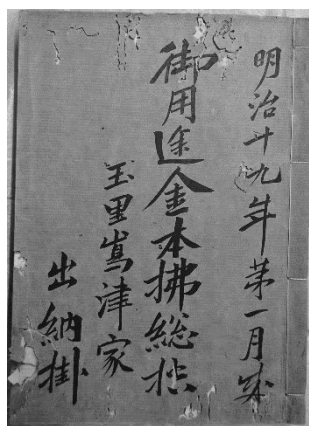
玉里島津家の家政改革 — 「明治十九年第一月来 御用途金本払総控」を中心に —

新福 大健

はじめに

筆者は、令和三年一月二十六日～五月十六日に企画展「さつまの女性たち—江戸から昭和—」を担当した。この展覧会は、江戸時代初めの島津義久の娘・新城など島津家当主周辺の女性から、昭和前期に化学分野において活躍した丹下梅子までの、鹿児島にゆかりのある女性の活動を紹介するものであった。展覧会に向けた資料調査の中で、玉里島津家資料の日誌類の中に「明治十九年第一月来 御用途金本払総控」（以下、「明治十九年来 本払総控」と略す）という資料を見つけた。

筆者は以前、明治二十一年（一八八八）年に二代当主・島津忠済が行った家政改革の資料について紹介した¹。この時は家政改革の方針を示した史料を紹介するに留まっていた。今回発見した資料は、家政に関する収支を把握できる資料であることから、忠済の家政改革の成果はどのようなものだったのか明らかに出来ると思った。



明治以降の島津本家の家政に関する研究はいくつかあるが、同じく華族最高位の公爵に叙された玉里島津家に関する研究はまだ進んでいない。

本稿は、この資料を中心に玉里島津家の家政の推移を分析するものである。

一 島津忠済と「明治十九年来 本払総控」

（一）島津忠済と家政改革

島津忠済は、安政二（一八五五）年に久光の七男として生まれた。幼名は真之助、のち久済。久光の男子達は、長男が兄・斉彬の養子になって本家を継いだように、島津氏の庶家に養子として入っており、明治四（一八七一）年に成立した玉里島津家は、忠済のすぐ上の兄・忠経が嫡男となった³。しかし、忠経は同十四年に没したため、同十七年に忠済が嫡男とされた。父・久光の死後、二代当主となり、同三十三年に本邸を鹿児島島の玉里邸から東京へ移した。公職としては、同二十三年に帝国議会が開設されると公爵として貴族院議員に任命され、また、宮内省の宗秩寮（華族の監督を主な職務とする部署）の審議官を務めた。大正四（一九一五）年に東京で亡くなり、福昌寺跡島津家墓地に葬られた。

島津忠済の家政改革については前述のように拙稿でも紹介したが、その概略を述べたい。

明治二十年に久光が亡くなると、その十ヶ月後に忠済は家政改革を実施している。その要点は以下の三点である。

- ① 事務仮規則の制定
- ② 職員の削減
- ③ 職員の職制と給与体系の明確化

この中で特に重要な点は、職員の削減である。家政改革の方針の記録である

「御改革一卷」によると、一〇〇人いた職員を約三分の一以上削減して六三人にしている。父の時代から仕えていた人々を大量に削減することは、家中に大きな波紋を起こすことが予想される。それでも忠済が断行した背景には、「御変革一卷」に記された次の言葉に象徴されよう。

兎角一家ノ基礎相立会計充実ナラサレハ、充分素志相貫候儀無覚束、故ニ往ヲ以テ来ヲ熟考スレハ、家政改良相加ヘ一向節儉スル外道ナク存候、自分が当主になって運営していく以上、家の収支を向上させるには、節約＝支出の削減しかないという、忠済の強い意志が表明されている。

(二) 「明治十九年来 本払総控」に注目した理由

「明治十九年来 本払総控」は、明治十九年から同二十四年までの玉里島津家の収支が記載された資料である。しかし内容は毎年同一ではなく、収入に当たる本金の細かい内訳がない年度や、実施した工事について「石工費」「左官費」などの細かい費目が記された書類まで綴られている年度もある。

「本払総控」は、一言で言うところと費目毎に毎月支出した合計金額を記録した資料である。当館のデータベース上では、十点確認できる。いくつか「本払総控」がある中で、この「明治十九年来 本払総控」に注目したのは、明治二十(一八八七)年という年が玉里島津家にとって重要な年に当たったためである。

明治二十年十二月に、玉里島津家初代当主・島津久光が没した。前年の十九年は久光が健在だった時期の収支、二十年は久光が没し鹿児島で国葬が行われた時期の収支、翌二十一年は二代当主になった島津忠済が家政改革に着手した時期の収支という、変化がつかめると考えたことによる。

二 明治十九年の本金

「明治十九年来 本払総控」には、支出は費目ごとに毎月の金額が計上され

【表1】 明治19年本金

費目	円	銭	厘
第五・第十五国立銀行純益割賦金の内から東京詰より送金	25929	27	3
公債証書の載償還金	2040		
19年度公債証書利息金	519	91	5
新田米180石7斗3升1合2勺9才売却金	857	15	2
貸付金利息并年府(賦力)本入金	376	7	3
定期預金利息金	34	37	5
加治木新田内借地租納金	7	57	4
病馬並御下米代金	128		
山下邸下年府(賦力)上納金	10		
合計	29902	36	2

(出典)「明治十九年来 本払総控」より「明治十九年中 御金根帳本払総」

ているが、本金については先述のように細かい内訳の記載がない年もある。

【表1】は「明治十九年来 本払総控」に綴られている「明治十九年中 御金根帳本払総」という資料から、明治十九年の本金を表にまとめたものである。本金の最も大きなものは第五・第十五国立銀行純益割賦金を東京詰から送金したもので二万五九二九円余、本金合計額の約八・七パーセントを占める。これは銀行の利益から株主への配当金と考えられる。

次に大きな金額は公債証書の載償還金の二〇四〇円で、本金合計額の約六・八パーセントに当たる。さらに金禄公債証書の利息金が五一九円余で、本金合計額の約一・七パーセントに当たる。

このように、明治十九年は金融資産に関する金額が約九五・二パーセントと本金の大半を占めていることが分かる。

なお、「的載」の語は聞き慣れないが、『渋沢栄一伝記資料』第六巻には、金禄公債証書の償還に抽選を取り入れる記述が出てくる。「的」は「正しい」という意味があり、「載」は「籤」に通じることから、「的載」は抽選を意味する言葉と考えられる。秩禄処分では、華族や士族に与えた金禄公債証書の利

子を支払ったことが知られるが、利子を払う一方で、抽選で当たった人に公債証書を償還する制度もあった。秩禄処分は旧大名などの華族に有利だったと言われるが、玉里島津家は多額の金禄公債証書を有していたとみられることから、その中の一部が抽選で償還される場合、抽選に当たると可能性も大きかったものと考えられる⁶⁾。

【表2】 明治19年払

費目	円	銭	厘	払先
第五・第十五国立銀行純益割賦金から御用途金として	25476			第五国立銀行鹿児島支店に当座預金
公債証書の載償還金並利息金	2911	32	2.5	積金方へ
第五国立銀行割賦金並馬払下代金	491	27	3	予備方へ
新田税納金並払下米代金	964	72	6	田地方へ
貸付金利息	59	4	0.5	別途方へ
計	29902	36	2	
第五銀行鹿児島支店に当座預金	25476			
前年より当座預金繰越金	16450	22	5	
合計	41926	22	5	

(出典)「明治十九年来 本払総控」より「明治十九年中 御金根帳本払総」

また「明治十九年中 御金根帳本払総」の払いに当たる資料をまとめたものが【表2】である。この中で最も金額が大きい費目が、第五・第十五国立銀行純益割賦金である。これを玉里島津家の経常費と言える御用途金に充てたもので、二万五四七六円が計上されている。この金額は合計額の約八五・二パーセントに当たる。このほか公債証書の載償還金並利息金が二九一〇円余で収入の約九・七パーセントで、割注でこれは積金方に充てるとしている。そのほか、第五国立銀行割賦金並馬払下代金は予備方へ、新田税納金並払下米代金は田地方へ、貸付金利息は別途方へそれぞれ充てると記入されている。ここまでの合計額が二万九九〇二円余とな

り、【表1】の合計金額と等しい。

この第五国立銀行鹿児島支店に当座預金をした二万五四七六円と、前年より当座預金から繰り越した金額の一万六四五〇円余が合算された四万一九二六円余が、明治十九年の玉里島津家の財源とされていたことが分かる。

なお、第五国立銀行は島津家が多額の資金を拠出して設立された銀行であり、第十五国立銀行にも島津家は深く関係していた⁹⁾。

三 「明治十九年来 本払総控」の支出

さて、「明治十九年来 本払総控」に記載された内容のうち、明治十九年二十一年の費目ごとの支出を比較したものが【表3】である。

表の備考欄に記載したように、年度によって費目の書き方が異なるが、概ね前年度の内容が踏襲されていると言える。そして各年度の総括の最後には、家政の会計担当者などの押印がなされていることから、実際の支出を記録していることが分かる。

まず、収入については「本金」として二万五四七六円が毎年計上されている。これは先に見た【表2】の第五・第十五国立銀行純益割賦金から御用途金に充てられた額であることから、銀行の株式の配当が家政運営資金になっていたことが分かる。

(一) 明治十九年の支出

【表3】では、明治十九年の支出について、当主の家族では長印、つまり嫡男夫人である田鶴子が最も大きい額を受けている。次に多いのが嫡男の忠濟で、当主久光の三〇七円余は三番目である。桐印Ⅱ輯子は田鶴子の姉で、妹の約半額を受け取っていたことがわかる¹⁰⁾。

当主の家族の費用以外では、最も大きい額は職員へ支払われる月給で、一万

【表3】 島津忠濟当主就任前後の玉里島津家の収支

年 単位	明治19年			明治20年			明治21年		
	円	銭	厘	円	銭	厘	円	銭	厘
本金	25476			25476			25476		
御前御用途	307	81	3	127	50	5			
亀印(注1)	428	82	3	77	19	4	206	85	2
長印	621	45	7	605	10		608	5	1
桐印	303	50		300	25		501	50	
萩印							185		
御膳部	2343	42	2	2768	34	9	1455	87	3.5(注2)
被進被下諸社御備部	1138	17		1044	58	9	591	54	7
炭薪油蠟部	594	61	3	581	4	3	389	43	2
月給部	12498	59	9	12722	84	9	11133	69	9
旅費手当部	840	66	4	436	95	2	742	18	7
御庭方	164	95		184	28	8	125	88	3
御厩方	405	7	2	169	65		202	42	9
小細工方(注3)	402	46	2	354	92	6	424	11	4.5(注2)
諸税部	101	57	3	62	21	7	1220	96	2
雑部	1448	31	1	2019	66	4	1542	75	1
臨時費							574	69	5
慰労金							3370	33	
御湯治方							233	64	8
総額	21599	40	8	21454	57	6	23508	95	4
残金	3876	59	2	4021	42	4	1967	4	6

(出典)「明治十九年第一月来 御用途金本払総控」

(注1) 明治21年分では「御身边」と表記 (注2) 毛の額は0.5で表記

(注3) 明治20年は「諸工部」、明治21年は「工事」の費目

(備考) 御前：久光 亀印：忠濟 長印：田鶴子 桐印：鞆子 萩印：武良
なお斜線はその年に費目がないもの

二四九八円である。これは支出総額の約五七・八パーセント当たるとなる。次に支出が多い費目は御膳部で、支出総額の約一〇・八パーセントに当たる二三四三円余である。

(二) 明治二十年の支出

【表3】の明治二十年の支出のうち当主の家族の費用では、最大が前年同様

長印Ⅱ田鶴子で六〇五円余、次が桐印Ⅱ鞆子で三〇〇円余と前年よりはやや減少しているが、大きな変化はない。これに対して「御前御用途金」Ⅱ久光の経費が前年より約五八・六パーセント減の一二七円余、亀印Ⅱ忠濟は約八二パーセント減の七七円余である。これは、当主の久光と嫡男の忠濟が家の経営基盤を安定させるため、自らの支出を削減したものと考えられる。

これに対し人件費は、前年よりも一・八ポイント増加した一万二七二二円余になっており、これは支出総額の約五九・三パーセントを占める。そして御膳部もやや増加して二七六八円と、支出総額の約一二・九パーセントになっている。

(三) 明治二十一年の支出

【表3】の当主の家族の費用では、前年末に久光が没したため費目がなくなり、新たに「萩印」の費目が追加されている。萩印は当主・忠濟の生母・武良(村)のお印である。武良の費目が追加された理由については、次の「明治二十一年 日記 御次」の記述から判明する。

七月十三日 晴

(前略)

御達シ左之通

武良事

正五位様御實母之御事二付、是迄御年寄上席ニテ御召仕相成居候得共、以来御会釈向被召替、御邸内丈者於武良殿与相唱候、左候而御本家へ被對候節者、於武良与称候様可相心得旨、被仰達候

明治廿一年七月十二日

玉里御邸御家令

椎原國幹

御家扶御家従御家丁

一於武良殿事別段之 思召を以柄居(橋カ)所々ケ所被差遣以来同所江居住相成
追々参殿

御神前参拜且

御惣方様御機嫌同等被申上候様被仰付候

一席順之儀御子様方次席ニ被仰付候

一右ニ付御家丁一人御次女中一人卒一人被召付候

一御續料トシテ金三拾圓宛月々被差遣外二六月十二月両度ニ金百圓宛御

心附トシテ被成下候

右之通、今般御會釋向被召替候旨、被仰達候ニ付、其節ニ於テ諸事不都

合無之様取扱可有之候事、

明治廿一年七月十二日

玉里御邸 御家令

椎原國幹

御家扶

御家従

御家丁

これによると、「正五位様」、つまり家督相続をして従五位から正五位に昇進した忠済の生母である武良は、久光の側室だったこともあり、これまで御年寄上席、つまり女中の一番上という立場に位置づけられていた。今回忠済が当主になったことに伴い、玉里島津家の中では呼称を「武良」から「於武良殿」に変更するように職員に通達したことが記されている。併せて武良付の職員として家丁・御次女中・卒を各一人ずつ付けることになった旨も記されている。このように武良の立場が上昇したことに伴い、武良に単独の費目が設定されたのである。

また、【表3】の明治二十一年では、人件費である月給部は一万一千三百円

余で依然として支出の最大であるものの、支出総額の約四七・四パーセントと総額の中で占める割合は前年よりも低下している。

この他、前年と比べて大きく変化したものが諸税部で、明治二〇年の六二円余に対して一二二〇円余と約二〇倍になっている。これは前年の久光死去に伴い、相続などで課税されたことに関係があるとみられる。

さらに、「慰勞金」は前年末の久光死去に伴う国葬や、福昌寺跡の墓所の造営などに協力した人々に対する謝礼の費用が含まれているものと考えられる。

以上のように、忠済に代替わりする前後に当たる明治十九年から二十一年にかけての玉里島津家の収支は、節約を志向していたことを【表3】から読み取ることができる。

四 明治二十二年の玉里島津家の収支

この年の収入に当たる本金は二万二千四六七円余とされているが、割注でこのうちの一九六七円余は前年残金、五〇〇円は積金方から補充とある。このことから実際の収入は二万円とされていることが分かる。

(一) 「定額」の設定

「明治十九年来 本払総控」には、明治二十二年の収支も綴じられている。その記載をまとめたものが、【表4】である。この資料から、明治二十一年の家政改革以降の状況を探ってみよう。

【表3】と比べて大きく変わったのは、「定額」という朱文字で書き込まれた欄ができた点である。この「定額」は、費目の上限、或いは目安という意味と考えられる。この「定額」と前年の支出を比較すると、前年の支出に近い金額が「定額」に設定されているため、前年の支出の実態を参考にしたものと考えられる。

【表4】 明治22年の玉里島津家の収支

単位	定額				残并不足		
	円	円	銭	厘	円	銭	厘
本金 ^(注1)							
御身辺一切目	2500	432	78	8	2067	21	2
長印目	600	600					
桐印目	500	500					
於武良殿目	760	715	47	5	44	52	5
御膳部目	1500	758	49	4	741	50	6
御交際目	2000	653	17	4	1346	82	6
炭薪油蠟目	400	274	7	4	125	92	6
俸給目	10000	5759	80	4	4240	19	6
旅費目	800	455	92	5	344	7	5
御庭方目	300	48	10	3	201	89	7
御廩目	400	122	51		287	49	
工事目	300	281	93	8	18	6	2
諸税目	100	28	86		71	14	
雑費	0	1163	12	2			
臨時目	2000	15	85		1984	15	
積金目	10000	0			0		
所得税目	1150	1232	6	5	△82 ^(注2)	6	5
御上京方2回分	0	6046	30				
御休息所并石蔵等	0	1314	96	4			
前年残金へ返金	0	1967	4	6			
総額		22410	49	2			
残金					56	55	4

(出典)「明治十九年第一月来 御用途金本払総控」

(注1) 本金は22467円4銭6厘、そのうち1967円4銭6厘は前年残金、500円は積金方から補充とある。

(注2) △は不足を示す。実際には不足額を朱書きしている。

(二) 当主家族の支出

「御身辺一切目」とされる費目は、当主に関する支出と考えられる。定額は二五〇〇円に設定されていたが、実際には四三二円余の支出で、これは定額に対して約一七・三パーセントの支出である。

これに対して「長印」＝田鶴子や「桐印」＝輯子はそれぞれ六〇〇円、五〇〇円が定額とされ、満額を受領している。

そして前掲の【表3】のように、「明治十九年来 本払総控」の明治二十一年の支出では、忠済の生母である武良は前年に一八五円支給されていたのに対

して、七六〇円が定額とされ、支出も七一五円余がなされている。明治二十二年の当主周辺の人々の収支を見ると、当主の忠済が節約に努力している姿が特徴的であることに對し、女性達は従来の生活が続いていたことがうかがわれる。

(三) 経常費の動き

これまで支出の中で最大の割合を占めてきていた月給部は、明治二十二年は「俸給部」と表現が変わり、定額は一万円とされた。実際の支出は五七五九円余と前年までよりも大きく減少した。この背景には、前年の忠済の家政改革で職制と給与体系の明確化を進めた結果、人件費の抑制につながったものと考えられる。

また、前年まで「被進被下諸社御備部」とされていた、祖先を祀ったり各地の神社へ奉納したりするために支出した費用については、「御交際目」とされて交際費を含めたと考えられる。この定額は二〇〇〇円とされたが、実際の支出は約三分の一程度の六五三円余で、前年の五九一円余より若干増加する程度となっている。

(四) 費目になかった費用の計上

当初の定額になかった費目で支出の中で生じたものが、「御上京二回」「御休息所并石蔵等」「前年残金へ返金」の三つである。このうち「前年残金へ返金」は、前述のように本金の欄に割注にもある。「御休息所并石蔵等」のうち、本邸の当主が使うと考えられる御休息所については八月の費目一覧で御休息所修繕目として六九九円三二銭四厘が、宝蔵については九月に二〇九円六〇銭三厘がそれぞれ記載されている。石蔵については十二月三十一日付で工事掛・園田與之亟名で計算書が提出され、予算四〇〇〇円に對し不足が生じたため補充を受けて四〇六円三銭七厘が支出されている。

一方、「御上京方二回」は、忠済が天機伺いなどのため上京した際の費用と考えられる。二回の上京で合計六〇〇〇円以上が掛かっているため、経費の中で非常に大きい金額を占めている。華族は「皇室の藩屏」として天皇を支える立場であったため、天皇が住む東京へ行くことは華族としての義務である面があった。なお、「明治十九年来 本払総控」には、明治二十一年の忠済の上京に要した費用が綴られている。それをまとめたものが【表5】である。このうち最も大きな割合を占める費目が「月給旅費部」で、本金の四割以上を占める。次いで支出が多い費目が「御付届並客来等部」で、本金の四分の一以上を要している。当主の旅行には複数の職員が同行するためそれだけ滞在費を含む旅費が掛かり、東京では諸家との交際費を要したことがうかがわれる。

【表5】 忠済の上京に要した費用

費目	円	銭	厘
本金	10000		
御前御用途	1053	36	5
御付届並客来等部	2536	88	5
御膳部	180	53	2
月給旅費部	4198	14	1
雑部	1593	55	7
合計	9562	48	
差引残金	437	52	

(出典)「明治十九年第一月来 御用途金本払総控」より「正五位様御上京御用途金総払」

(注) 明治21年4月28日~7月9日分

明治三十三年(一九〇〇)年に玉里島津家の人々は東京に移住する。明治十一年以降、鹿児島島の玉里邸を本邸としていた玉里島津家にとって、年に何回も東京へ上京することは大きな負担を伴った。これは江戸時代の参勤交代が大きな経済的負担になったことに通じる面がある。そのため明治三十三年に玉里島津家が一家を挙げて東京へ移住した背景には、経済的負担を軽減させようとしたことが要因の一つに挙げられると考えるものである。

支について分析してきた。本金に関する【表1】から玉里島津家の収入の多くが、銀行の株式の配当や金禄公債証書の償還金など、金融資産関係の入金が大半を占めていることが明らかになった。

同じく【表2】【表3】から明治十九〜二十一年の本金は、第五・第十五国立銀行純益割賦金が当てられており、銀行の株式の配当が家政運営資金に位置付けられていたことが明らかになった。

一方で、久光や忠済といった当主は、家政運営上、支出を節約することが必要であることの認識を持ち、忠済は職員の人員整理を含む家政改革に取り組み、実際に支出の削減が実現していたことも明らかになった。

今後の課題としては、今回の論考では「明治十九年来 本払総控」を中心に検討してきた。資料に書かれた費目には「的載」など通常は使われない語を用いており、今回は金禄公債証書の償還に用いられた抽選に当たると考えた。今後、他の資料にも検討の範囲を広げて「的載」など通常使われない語の意味について、検討を深める必要がある。

また、収入に当たる本金について、今回は明治十九年が明らかになったが、この年以外の収入に関する資料の発掘を行うことが必要である。今回分析した明治二十年前後に加えてさらに複数年度の収支の推移を分析することによって、家政の実態が単年度の「点」から複数年度の「線」へ、さらに線から家政を多面的に分析する「面」へ広がっていくことが可能になると考えるものである。

註

(1) 拙稿「島津忠済の家政改革——「御変革一巻」を中心に——」(『黎明館調査研究報告』第二四集、二〇二二年)

(2) 島津本家の家政に関する先行研究としては、松尾千歳「明治十六年御家政改革見込書」、寺尾美保「明治大正期の島津家について」(いずれも『尚

おわりに

今回「明治十九年来 本払総控」を基に、明治二十年前後の玉里島津家の収

古集成館紀要』第六号、一九九三年）、松尾千歳「明治期の島津家資産をめぐる諸問題―島津家執事方記録の紹介―」、寺尾美保「島津家と第十五国立銀行休業問題に関する一考察―華族の資産運用と顧問制度の関係―」（いずれも『尚古集成館紀要』第七号、一九九四年）などがある。

(3) 忠経は幼名悦之助、のち久封。嘉永四（一八五二）年に久光と武良の間に生まれた。真之助（のちの忠济）とともに明治初年には長州藩へ遊学。久光の代理として上京することもあった。明治十二年に旧宇和島藩主・伊達宗徳の娘・富子と婚姻したが、同十四年に没した。なお、玉里島津家の日誌では「忠心」と表記されている。いつから忠経とされたかは、今後の課題としたい。

(4) 「データベース上では」と断ったのは、登録は資料の表記に基づいているためである。同じような内容であっても、資料登録する際は簿冊の表紙に書かれた文字を資料名として登録する。そのため、例えば「出納簿」と表紙に書かれていても、内容は「本払総控」と同じという場合があり得る。丁寧な内容の検討が必要になる。

(5) 竜門社編『渋沢栄一伝記資料』巻六（渋沢栄一伝記資料刊行会、一九五六年）四一頁

(6) 落合弘樹「禄制の廃止」（明治維新史学会編『講座明治維新 第8巻 明治維新の経済過程』有志社、二〇一三年）一〇一〜一〇四頁

(7) ちなみに玉里島津家の所有する新田は、「明治三十三年一月改 鹿児島往復綴 三年町島津家家政所」によると、島津本家との共同所有になっていたことがわかる。これは玉里島津家の創設後に新田開発をする際、本家と資金を出し合ったことによると考えられる。この資料の三月八日付の記述では、新田からの収入については島津本家が三分の二、玉里島津家が三分の一を得ていたことが分かる。

(8) 松尾「明治期の島津家資産をめぐる諸問題」八五〜八八頁

(9) 寺尾「島津家と第十五国立銀行休業問題に関する一考察」九二〜九三頁

(10) 栗林文夫「甞る島津の遺宝くかごしまの美とこころ」展示への招待」（黎明館企画特別展『甞る島津の遺宝くかごしまの美とこころ』展示図録、同実行委員会、二〇一〇年）一四四〜一四五頁によると、輯子は公家の竹内治則の娘で元治元（一八六四）年に誕生。明治九（一八七六）年に久光の養女となり加治木島津家に嫁いだが、のち離別して玉里島津家に帰ってきたものとされている。

（しんぶく だいけん 学芸課主任学芸専門員兼学芸調査係長）